

入札説明書・同添付資料の修正（新旧対照表）

令和7年3月21日に公表した「静止気象衛星ひまわりの運用等事業」の入札説明書・同添付資料を、次のとおり修正する。

通番	資料名	頁数	行数	項目名	修正前	修正後（令和7年5月2日公表）
1	（資料-1）事業契約書（案）	5	7	第2章_第9条_2	（契約の保証） 第9条（略） 2（略） 二 「10号衛星」に係る「運用開始日」の翌日から「9号衛星」に係る「運用開始日」までの間 イ 「気象庁」に対する保証金額又は保険金額 各「事業年度」の「10号衛星」のみに係る「維持管理費」及び「運用費」並びに「10号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」の20%に相当する額、及び「9号衛星」に係る「整備費」の10%に相当する額から下記ロを除いた額 ロ 「NICT」に対する保証金額又は保険金額 各「事業年度」の「維持管理費」及び「運用費」のうち「NICT」が負担する額の20%に相当する額 三 「9号衛星」に係る「運用開始日」の翌日から「9号衛星」に係る「運用終了日」までの間 イ 「気象庁」に対する保証金額又は保険金額 各「事業年度」の各「本事業衛星」に係る「維持管理費」及び「運用費」並びに「10号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」の20%に相当する額から下記ロを除いた額 ロ 「NICT」に対する保証金額又は保険金額 各「事業年度」の「維持管理費」及び「運用費」のうち「NICT」が負担する額の20%に相当する額 四 「9号衛星」に係る「運用終了日」の翌日から本契約の終了日までの間 イ 「気象庁」に対する保証金額又は保険金額 各「事業年度」の「10号衛星」のみに係る「維持管理費」及び「運用費」並びに「10号衛星」及び「9号衛星」に共通する「維持管理費」及び「運用費」の20%に相当する額から下記ロを除いた額 ロ 「NICT」に対する保証金額又は保険金額 各「事業年度」の「維持管理費」及び「運用費」のうち「NICT」が負担する額の20%に相当する額	（契約の保証） 第9条（略） 2（略） 二 「10号衛星」に係る「運用開始日」の翌日から「9号衛星」に係る「運用開始日」までの間 イ 「気象庁」に対する保証金額又は保険金額 「9号衛星」に係る「整備費」の10%に相当する額 ロ 「NICT」に対する保証金額又は保険金額 （なし） （削る） （削る）
2	（資料-1）事業契約書（案）	6	3	第2章_第9条_4	4 「整備費」、「維持管理費」及び「運用費」の変更があった場合には、保証の額が変更後の「整備費」、「維持管理費」及び「運用費」に基づき算出される額に達するまで、「発注者」は保証の額の増額を請求することができ、「事業者」は保証の額の減額を請求することができる。	4 「整備費」の変更があった場合には、保証の額が変更後の「整備費」に基づき算出される額に達するまで、「発注者」は保証の額の増額を請求することができ、「事業者」は保証の額の減額を請求することができる。

入札説明書・同添付資料の修正(新旧対照表)

令和7年3月21日に公表した「静止気象衛星ひまわりの運用等事業」の入札説明書・同添付資料を、次のとおり修正する。

通番	資料名	頁数	行数	項目名	修正前	修正後(令和7年5月2日公表)
3	(資料-1)事業契約書(案)	37	24	第6章_第3節_第83条	(事業者の帰責事由による契約解除の効力) 第83条 (略) 2 (略) 3 「発注者」は、前項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。	(事業者の帰責事由による契約解除の効力) 第83条 (略) 2 (略) 3 「発注者」は、前項の場合において、第9条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。 4 「発注者」は、第2項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。
4	(資料-1)事業契約書(案)	61	2	別紙7_3_(1)_①	①「整備期間」中に発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額(「事業者」が「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。)については、「発注者」が全額負担する。ただし、「宇宙災害」を除く「不可抗力」については、「整備期間」中の「地上施設」に係る「整備費」の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、当該1%を超える額については「気象庁」が全額負担する。	①「整備期間」中に発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額(「事業者」が「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。)については、「発注者」が全額負担する。ただし、「宇宙災害」を除く「不可抗力」については、「整備期間」中の「地上施設」に係る「整備費」の1%相当額(ただし、「10号衛星」に係る「運用開始日」の翌日から「9号衛星」に係る「運用開始日」までの間については、「9号衛星」に係る「整備費」の1%相当額)に至るまでは「事業者」がこれを負担し、当該1%を超える額については「気象庁」が全額負担する。
5	(資料-4)サービス対価の算定及び支払方法	9	27	3_(7)	(7)支払手順 サービス対価の支払いは、上記(1)から(4)で算定された各費用の支払額について、原則として、毎回、事業者から適法な請求書を気象庁及びNICTが受領した日からそれぞれ30日以内に支払う。支払いについては令和11年4月1日以降、毎年4月1日から9月30日までの半期分(前期分)及び10月1日から翌年3月31日までの半期分(後期分)をそれぞれ上記の手続きに従い、年2回ずつ支払う(ただし、初回の支払いは令和11年6月1日から9月30日までの期間分を対象とする)。なお、支払日の当日が国等の休日の場合はその前日までに支払うものとする。	(7)支払手順 サービス対価の支払いは、上記(1)で算定された費用の支払額のうち、10号衛星運用開始時に係る整備費は、10号衛星運用開始日以降に発行された適法な請求書を事業者から気象庁が受領した日から30日以内に一括で支払う。9号衛星運用開始時に係る整備費は9号衛星に係る地上施設が運用可能となった日以降に発行された適法な請求書を事業者から気象庁が受領した日から30日以内に一括で支払う。なお、支払日の当日が国等の休日の場合はその前日までに支払うものとする。 また、上記(2)から(4)で算定された各費用の支払額については、原則として、毎回、事業者から適法な請求書を気象庁及びNICTが受領した日からそれぞれ30日以内に支払う。支払いについては令和11年4月1日以降、毎年4月1日から9月30日までの半期分(前期分)及び10月1日から翌年3月31日までの半期分(後期分)をそれぞれ上記の手続きに従い、年2回ずつ支払う(ただし、初回の支払いは令和11年6月1日から9月30日までの期間分を対象とする)。なお、支払日の当日が国等の休日の場合はその前日までに支払うものとする。